

平成二十六年三月二十日提出
質問 第八四号

群馬県内における有毒物質を含む疑いのある鉄鋼スラッグの使用実態に関する質問主意書

提出者 石関 貴史

群馬県内における有毒物質を含む疑いのある鉄鋼スラグの使用実態に関する質問主意書

去る二月十九日、大手鉄鋼メーカー「大同特殊鋼株式会社」が生産販売する鉄鋼スラグの使用実態ならびに有毒物質の含有状況について、衆議院予算委員会にて政府の認識を質した。

太田国土交通大臣は、大同特殊鋼の鉄鋼スラグが、平成二十年度以降、県内四十五箇所の工事で使用されていることを認め、有害物質の含有や流出の実態について調査分析をしていることを明らかにしている。

以上をふまえ質問する。

一 太田国土交通大臣が認めた四十五箇所の工事について、実態の解明ならびに住民の不安を取り除くために、詳細情報を開示すべきだと思いが、工事の名称、受注の時期、受注した元請け事業者等、工事の詳細を明らかにされたい。

二 国道工事を行う際、国の基準では、グリーン購入法を適用する場合を除き、鉄鋼スラグは使わないことになっていると理解するが、今回明らかになった国道十七号線など、国道工事で鉄鋼スラグが使用された経緯を明らかにされたい。

三 太田国土交通大臣は、大同特殊鋼製の鉄鋼スラグの使用状況について、分析検査をする方針を示してい

る。検査の方法、検査の規模、進捗状況を明らかにされたい。

四 併せて、国土交通省所管の独立行政法人「水資源機構」が管理する群馬用水の用水路側道の調査状況について開示されたい。

五 太田国土交通大臣は四十五箇所の工事のうち、四箇所の工事で品質規格証明書が添付されていないことを明らかにしたが、品質保証のない製品が使用されたのはなぜか。

六 群馬県渋川市は三月十二日、市内の遊園地で昨年二月から五月にかけて行った駐車場の舗装工事について、路盤材に使用した鉄鋼スラグから環境基準値を超える弗素が検出されたことを明らかにした。このスラグには大同特殊鋼による品質規格証明書が添付されていた。これにより、大同特殊鋼の「品質保証」が安全性の保証にならないことが明確になった。鉄鋼スラグの検査は、大同特殊鋼が品質規格証明書を添付した工事を含めて全工事を対象にすべきだと考えるが、国土交通省の見解を問う。

右質問する。